

横浜市立 新田中学校

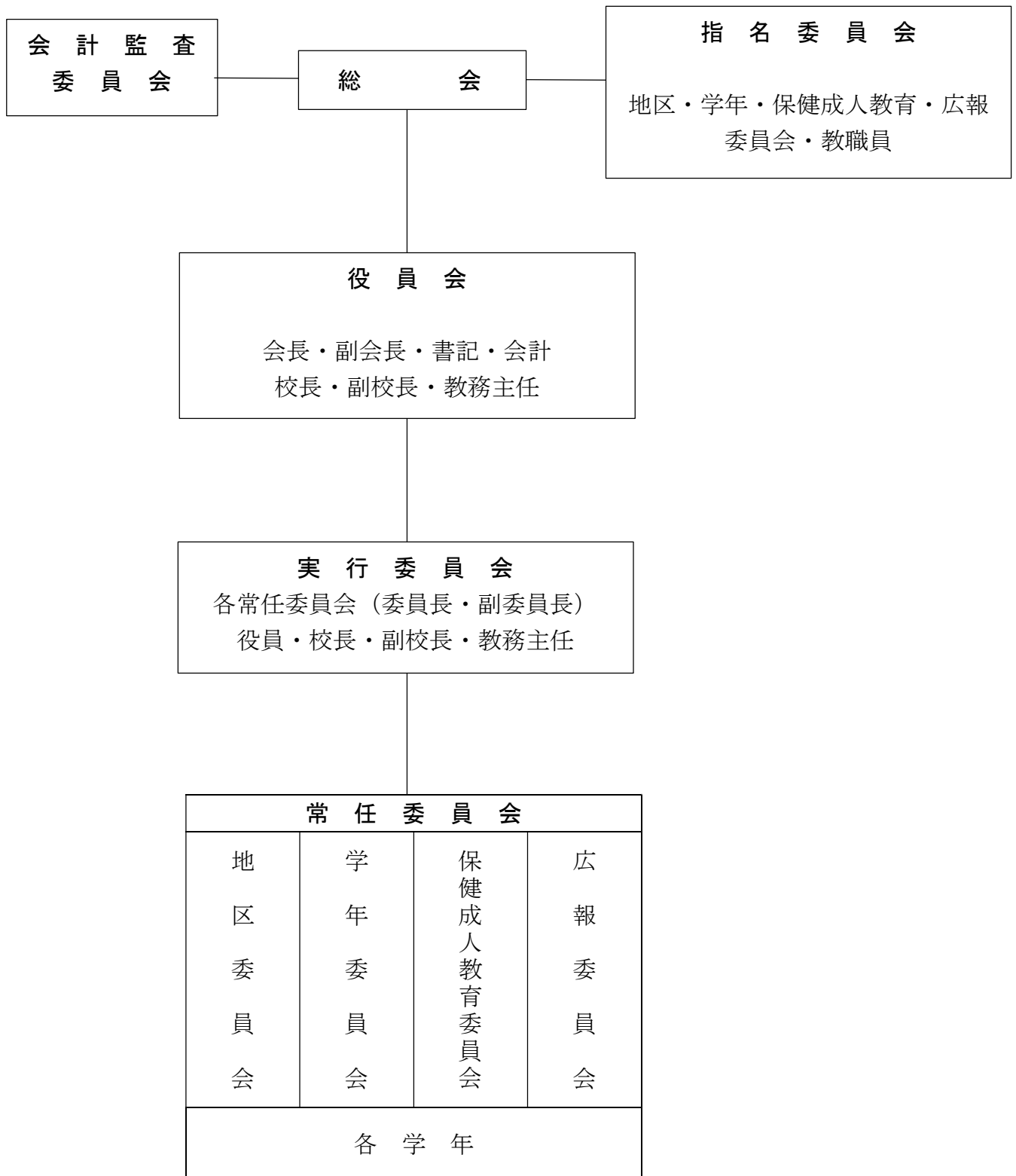
P T A 規約



在学中 保存

令和4年度改正版

P T A 運 營 組 織 表



第1章 名称

第1条 この会は、横浜市立新田中学校PTAと称す。

第2章 目的

第2条 この会は、家庭と学校及び社会との密接な協力により、民主的教育に対する理解を深め、これを推進し、もって学校の教育的環境の整備をはかり、生徒の福祉を増進し社会教育の振興を助長することを目的とする。

第3章 方針

第3条 この会は、前条にあげた目的を達成するための事業を行い、営利的・宗教的ならびに政党的団体に対しては不偏不党でなければならない。

第4条 この会は、生徒の福祉のために活動する他の社会的団体及び機関と協力し、学校の管理や人事に干渉しない。

第4章 会員

第5条 この会員は、この学校に在籍する生徒の父母または、それに代わる人（以下 保護者という）学校長及び教職員（以下 教職員という）とする。

第5章 会計

第6条 この会の経費は、会費・事業収入及び寄付金をもって支弁し、会費は一ヶ月400円とする。（会員世帯につき）

第7条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第8条 この会の役員は、次の通りとする。

- | | | |
|--------|----|--------------|
| 1. 会長 | 1名 | 保護者 |
| 2. 副会長 | 2名 | 保護者 |
| 3. 書記 | 3名 | 保護者2名及び教職員1名 |
| 4. 会計 | 2名 | 保護者1名及び教職員1名 |

第9条 役員を選任は、次の通りに行う。

1. 指名委員会において各々の役員を指名し、被指名者の承諾を受けて、その氏名を年度末総会前に全会員に通知しなければならない。
2. 役員就任は、総会における承認を以て確定する。
3. 役員就任は、4月1日より翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

4. 任期終了の役員は、第11条、年度始総会の1の事項については一切の責任を負う。

第7章 役員の仕事

- 第10条 会長は、この会を代表し、総会・実行委員会・役員会等の集会を招集し、会の運営を総括する。またその職質上、各委員会に委員として出席することができる（ただし指名委員会・会計監査委員会を除く）。
副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その代理をする。
書記は、会の議事を記録し各種会合の通知をする。
会計は、この会のすべての金銭の収受を記録し、次年度の年度始総会において決算の報告をする。

第8章 総会

- 第11条 毎年2回、定時総会を開き、次の事項につき議決する。

年度末総会

1. 事業報告の承認
2. 次期役員及び会計監査員の承認
3. その他の案件

年度始総会

1. 前年度決算報告の承認
2. 事業計画案及び予算案の承認
3. その他の案件

- 第12条 1. 総会は、委任状分を含め全会員の5分の1以上の出席会員によって成立し、その議決は出席会員の過半数をもって決定する。但し、特に規定される事項の決議についてはこの限りでない。
2. 代理人は、会員でなければならない。

- 第13条 臨時総会は、実行委員会が必要と認めた時、または全会員の5分の1以上の人員による要求があったとき、会長はこれを召集しなければならない。

第9章 実行委員会

- 第14条 1. 実行委員会は、役員、各常任委員会の正・副委員長どちらか一名、及び校長・副校長を持って構成する。
2. 実行委員会の開催につき、役員を除くほかの委員は都合により所属委員会より代理人を立てて、又は役員に議事の採決を委任することができる。役員が欠席の場合は、代理不可能なため、議事内容を役員内で通知共有することで実行委員会を成立させることができる。

第15条 実行委員会の任務は次の通りである。

1. 会の運営に必要な事項について審議するところの総会に次ぐ議会機関であり、また執行機関であって会の運営について一切の責任を負う。
2. 各委員会によって立案された事業計画を審議検討してこれを策定し、且つ、年度予算を作成して各事業を総括監督する。

第10章 委員会の構成とその役割

第16条 委員会には、実行委員会・常任委員会・役員候補指名委員会・会計監査委員会・特別委員会を置き、特別委員会は、実行委員会が必要と認めたときに置く。

第17条 各委員会において、それぞれの委員長、副委員長を互選により選任する。任期は次年度新任者の就任時までとし、再任を妨げない。

第18条 常任委員会としてそれぞれ次の役割を分担する委員会を置く。

1. 学年委員会
教師と保護者との円滑な交流をはかる。
2. 保健成人教育委員会
両親教育及び社会教育を盛んにするため講演会・講習会等を計画し、会員の相互の向上を図る。この会の保護者及び生徒の福祉に関する事、及び保健に関する計画を立てその実施にあたる。
3. 広報委員会
会員に対し、また必要に応じてその地域社会に対し、会の趣旨及び情報の伝達を行い、PTA新聞等の発行にあたる。
4. 地区委員会
学校の校外指導に協力して、生徒の校外生活を把握し、また教育環境の向上に努める。
5. 実行委員会からの募集に基づき保護者が担当を分担して学校全体にかかわる活動に協力する。

第19条 常任委員の選出は次の通り行う。その任期は次年度新任者の就任時までとし、再任を妨げない。

1. 学年・保健成人教育・広報・地区の各委員については毎年4月までに委員定数を設けずに互選する。
2. 教職員より選出されたものは、各常任委員会の顧問となり、相談に

あたる。

第20条 会計監査委員会は委員定数を設けず、その選任については第9条1項より第4項までの規定を準用する。その任務は、その年度の会計を監査しその結果を次年度の年度始総会に報告する。

第21条 指名委員会は委員定数を設けず、各学年委員会、地区委員会、保健成人教育委員会、広報委員会及び教職員よりそれぞれ互選の上、毎年9月中に選任され発足する。但し、人数・人選については、実行委員会に一任する。その任期は選任された日より指名事項の総会承認を得たときまでとする。その任務は役員候補者の指名及び会計監査の指名が主たるものである。

第11章 附則

第22条 規約は総会において出席会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。但し、改正案の提案は、改正文を添えてあらかじめ全会員に通知しなければならない。なお、細則について実行委員会の審議により変更できる。

第23条 横浜市及び横浜市教育委員会より学校活動への特別な指示などにより変更・中止があった際には、PTA活動に関するすべてを役員会に一任する。

第24条 本規約を改正した際には、その改正日を本規約に記載する。

第25条 この規約は、昭和38年2月12日より実施する。

昭和48年5月16日	第18条、第19条、を改正
昭和49年3月20日	第18条、第19条、を改正
昭和50年3月 5日	第9条、第7章、第10条、第8章、第11条、を一部改正
昭和52年3月 5日	第9条、第14条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条を一部改正 第21条、第22条を削除、第23条が第21条に、第24条が第22条に、第25条が第23条に繰り上がる。
昭和53年5月20日	第6条、第9条、第11条を一部改正
昭和55年5月10日	第3条、第5条、第9条、第11条、第14条、第15条、第10章標題、第17条、第18条、第20条、第21条、第22条、第23条、を

	一部改正 第19条を削除、第20条を第19条に、第21条を第20条に繰り上げ、第21条を新設
昭和56年5月16日	第6条を一部改正
昭和57年5月8日	第5条2を削除、第9条1、3を一部改正 第9条4を新設 第10条、第11条、第20条、第21条を一部改正
昭和58年3月7日	第9条3を改正 第10条、第11条を一部改正
平成元年5月6日	第11条を一部改正
平成4年3月7日	第6条を一部改正
平成8年3月2日	第6条を一部改正
平成13年3月3日	第9条3、第18条5、第19条2を一部改正 第19条3を新設
平成15年2月28日	第8条を一部改正
平成17年2月23日	第18条2、4を削除、一部改正 5が4に繰り上がる 5を新設 第19条1を改正 第21条一部改正
平成22年2月25日	第17条一部改正
平成24年5月2日	第14条1一部改正
平成25年2月22日	第17条一部改正
平成26年2月21日	PTA運営組織表 および 第4章 第5条、第6章 第8、9条、 第7章 第10条、第8章 第11条、 第10章 第19、20、21条の一部改正
平成27年2月20日	第9章 第14条2、第10章 第21条を一部改正
平成28年2月19日	第9章 第19条2を一部改正
平成29年5月19日	第9章 第17条、第18条1、第19条1を一部改正
平成31年2月18日	PTA運営組織表 および 第9章 第17条、第18条4、第21条を一部改正 第19条2を削除
令和3年10月1日	第23条を第25条に繰り下げ、第23条、第24条を追加
令和4年10月1日	PTA運営組織表 および 第9条、第17条、第18条、第19条、第20条、 第21条を一部改正